

司法分野における 女性の参画拡大に係る取組状況

令和6年12月
法務省

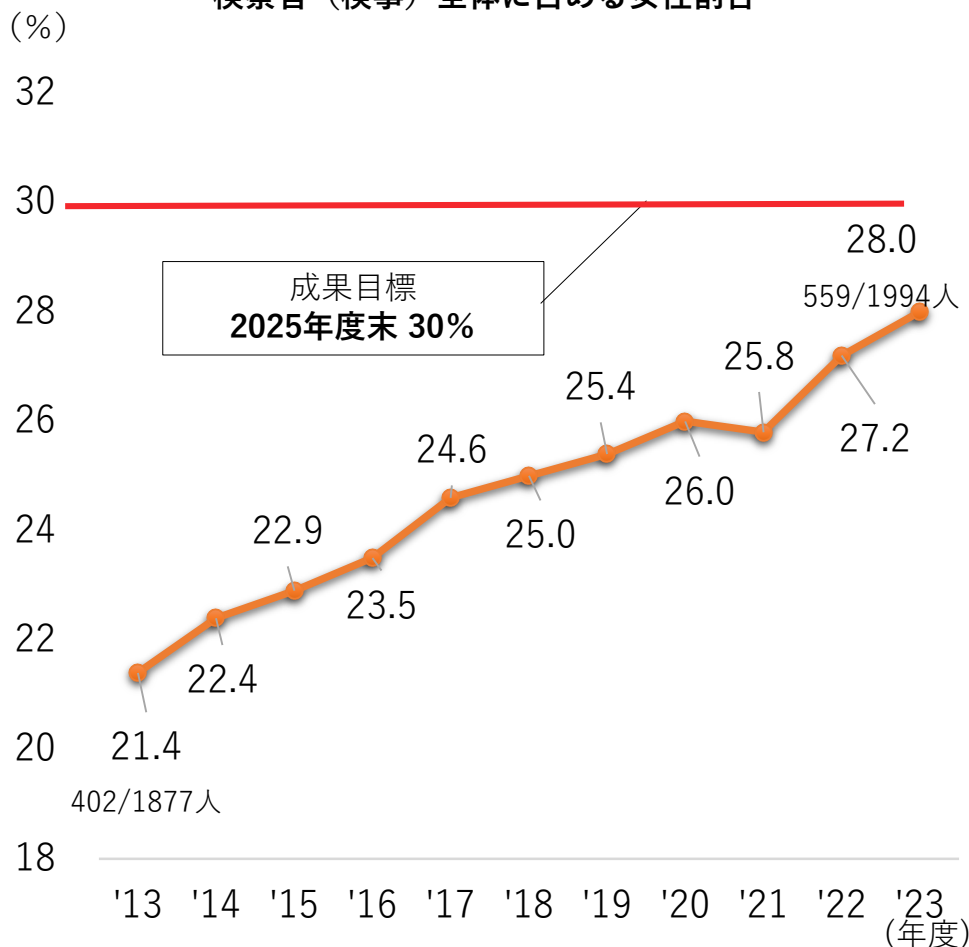
検察官（検事）に占める女性の割合



2013年度と比較して、2023年度は、割合約6.6%、人数150名程度増加。

検事任官者の女性割合は、母数となる司法修習終了者の女性割合よりも1割以上高い（直近5年平均）。

検察官（検事）全体に占める女性割合

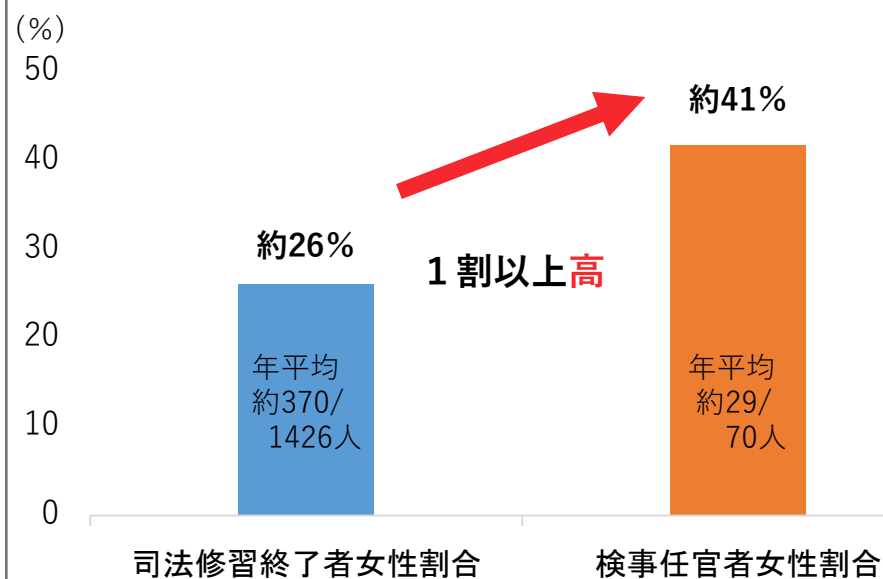


検事任官者及び司法修習終了者に占める女性割合（各年度別）

| | 2019 | 2020 | 2022 (4月) | 2022 (12月) | 2023 |
|---------|------|------|--------------|---------------|------|
| 検事任官者 | 43.1 | 36.4 | 38.9 | 49.3 | 40.8 |
| 司法修習終了者 | 24.2 | 24.9 | 25.5 | 27.7 | 27.8 |

※2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による司法試験の実施延期に伴い、司法修習の実施時期が2022年4月までとされたことから任官者なし。

※直近5年（2019~2023年度）平均



第5次男女共同参画基本計画 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 司法分野

ア 検察官

- ① 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に向向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度の充実等）を進める。
- ② 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。

イ 裁判官

- ① 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する。
- ② 多様なキャリアプランがあることを前提に、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性裁判官や、様々な役割を担って各裁判所で活躍する女性裁判官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度の導入等）を要請する。
- ③ 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。

ウ 弁護士

- ① 出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなっていく教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度等の充実等）を要請する。
- ② 継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。
- ③ 弁護士会内部でのクォータ制を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組が更に広がるよう検討を要請する。

■ 女性の検事志望者を増やすための取組

- 女性検事の活躍を検察庁HPやパンフレットに掲載
- 各種説明会（大学生・法科大学院生及び司法試験合格者等向け）における情報発信
- 法科大学院及び司法研修所への女性検事の派遣

■ 継続就業のための取組

- 人事異動に当たって、保育所の確保が必要な検事に早期に内示を実施（4月期入所の申込みが可能な時期に実施）
- 勤務先周辺の保育所等に関する情報の提供（申請先自治体、申請期限や留意事項、職員の口コミなど）
- 育休により研修受講できなかった者に対する復帰後の研修機会の付与（計画的な育成）
- 育休中の職員への職務に関連する情報の提供

■ 裁判官・弁護士に係る要請状況

内閣府から、最高裁判所及び日本弁護士連合会に対し、第5次男女共同参画基本計画に基づき、具体的取組を進めるようそれぞれ要請

- 日本弁護士連合会
内閣府からの要請も踏まえ、独自の基本計画（現在は第4次基本計画）を策定して取組を推進

例. クォータ制導入により、理事の女性割合は現在24.0%
2024年度にはじめて女性会長が誕生

■ その他（検察庁におけるWLB推進のための取組）

- R5年次休暇平均15.0日（検察官）
（国家公務員全体16.2日、本府省14.4日）
- 早出遅出勤務・フレックス等の積極的な活用